

○周南市上下水道局測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要綱

令和5年2月8日上下水道局要綱第1号

周南市上下水道局測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市上下水道局が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等業務」という。）の請負の契約締結に当たり、極端な低価格による受注を防止するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特に定めのない限り、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の用語の例による。

(対象業務)

第3条 この要綱の対象となる業務は、競争入札に付する業務で、予定価格が1,000万円以上の測量・建設コンサルタント等業務（予定価格の全てを見積りにより算出したもの又は次条により最低制限価格を算出できないものを除く。）とする。

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格の欄に定める額とする。ただし、当該額が同表上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額を最低制限価格とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額を最低制限価格とする。

2 別表業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

(落札者の決定等)

第5条 最低制限価格を下回る入札があったときは、契約の内容に適合した履行がさ

れないもの又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、当該入札を不落札とし、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって応札した者のうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該契約に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 最低制限価格の計算式は、当該契約締結後に公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告する測量・建設コンサルタント等業務について適用する。

別表 (第4条関係)

業務区分	最低制限価格	上限額	下限額
測量業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)	予定価格 (税抜き) に10分の 8.2を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に10分の6 を乗じて得 た額
建築関係 建設コン サルタン ト業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術等経費の額に10分の6を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) (4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)	予定価格 (税抜き) に10分の8 を乗じて得 た額	予定価格 (税抜き) に10分の6 を乗じて得 た額
土木関係 建設コン サルタン	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額	予定価格 (税抜き) に10分の8	予定価格 (税抜き) に10分の6

ト業務	(3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) (4) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)	を乗じて得た額	を乗じて得た額
地質調査業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) (3) 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) (4) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)	予定価格 (税抜き) に10分の8.5を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に3分の2を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 (小数点以下切捨て) (4) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 (小数点以下切捨て)	予定価格 (税抜き) に10分の8を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に10分の6を乗じて得た額

備考 最低制限価格、上限額又は下限額として算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。